

新家地区地区計画区域内における建築物等の建築制限

名 称	新家地区 地区計画		地区施設の配置及び規模	区画道路:2-1号 幅員9.5~12.5m 延長 約110m 2-2号 幅員10.5m 延長 約140m 調整 池:2-1号 約1,000 m ² , 1箇所 2-2号 約 500 m ² , 1箇所						
位 置	寝屋川市新家二丁目、讚良東町地内									
面 積	約6.9ha									
地区計画の目標	新家地区は、平成22年に開通した国道1号(第二京阪道路)及び国道170号(大阪外環状線)の主要幹線道路交差部周辺に位置する利便性の高い地区となつておらず、今後、市街地形成を進めるにふさわしい立地条件にある。 本計画では、この主要幹線道路の整備効果の維持増進を図るとともに、計画的な土地利用の誘導を図り、広域的な商業等の都市機能を備えた市街地整備と地域産業の振興を実現することを目標とする。		建築物等に備ずる事項	Aゾーン	Bゾーン					
地区的整備・開発及び保全の方針	本地区において、寝屋川市の都市計画マスターplan等の目指す土地利用の方針にふさわしい、広域的な拠点性のある魅力的な土地利用を図る。そのため、緑豊かな環境を保持し、大規模街区による土地利用を図り、複合的な都市機能を有する大規模集客施設等を立地させるものとする。									
Aゾーン				Bゾーン						
第二京阪道路の整備効果を活かした広域的な商業施設や流通業務施設の立地を中心に、大規模街区による計画的な土地利用を図るものとする。				第二京阪道路の整備により非居住系の土地利用を誘導し、利便性・快適性の向上を図ることを目的とした、商業施設や沿道系サービス施設を主体とした施設の誘導を図る。						
地区施設の整備の方針	道路: 地区内の円滑な交通環境と安全を確保するため、既設道路の拡幅・改修を行う。また、都市計画道路萱島堀溝線の整備促進を図る。 公園: 都市計画公園南寝屋川公園の整備促進を図る。 貯留施設:地区内の雨水の流出抑制を図るために、調整池を設置する。									
建築物等の整備の方針	大規模集客施設等の立地を誘導し、魅力と賑わいある街並みを形成するため、建築物の用途の制限、建ぺい率・容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態又は意匠の制限、緑化の推進等について定める。									
緑化の推進	緑あふれ潤いのある市街地を形成するため、緑化に努めなければならない。									

平成 28 年 3 月 30 日

寝屋川市告示第 65 号